

『こども未来戦略』を踏まえた高等教育の修学支援新制度における 学業要件等の見直しに関する質問」に対する回答

令和6年5月16日
日本私立大学協会

この度寄せられた修学支援新制度における「学業要件」に対するご質問については、本協会「学生生活指導研究委員会」の意見を踏まえ、以下の通り回答する。

【1. 入学時の学力・資質要件の確認方法について】

<質問内容>

- 現在の学力・資質要件の確認方法は、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により、本人の学修意欲や進学目的等を確認し、大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切るとしているが、これらの考えを引き続き、継続するべきか。

<意見等>

- 修学支援新制度が、高等教育機関への進学を希望する生徒が、経済的理由により進学を諦めることなく、高等教育を受ける機会を拓くことを目的に設けられたことに鑑みれば、より多くの生徒が進学できるよう、学力・資質要件については、高校段階では、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、本人の学修意欲や進学目的等を確認するに留め、大学等への進学後に学修状況について要件を課すという基本的な考え方については一定の理解ができる。
- 一方で、社会的・経済的に困難な状況にある学生が、一定水準の成績を修めるようになるには時間が必要な場合もある。この修学支援新制度の本来の目的に照らせば、大学入学後に「厳しい要件」を課し、これに満たない場合は支援を打ち切るというのはあまりに性急と言わざるを得ない。今後も学力・資質要件を継続する場合であっても、より多くの経済的問題を抱える学生がこの制度を引き続き活用し、「学位取得」ができるよう、要件の厳格化は極力避け、弾力的な取扱いを検討することが望ましいと考える。

【2. 進学後の学修状況等に関する要件について】

<質問内容>

- 現在の支援対象者の要件(大学等進学後の学修状況等に関する要件(以下、「学業要件」という。))として、「廃止」「警告」の要件を引き続き、継続するべきか、あるいは何らかの見直しを図るべきか。

特に、現在の3つの要件である、「修得した単位数の割合」、「授業への出席率」、「GPA等の成績評価」それぞれの基準についてどのように考えるか。

(1) 「廃止」(支援打ち切り)の要件

次の①～④のいずれかに該当するとき

- ① 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
- ② 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること
- ③ 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること
- ④ 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること(「停止」の場合を除く)

※ 上記のうち、学業成績等が著しく不良である場合は、学年の始期に遡って取り消す。

※ 令和5年10月より、2回連続で「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」が「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。」のみである場合、「停止」とし、次回の学業成績の判定の際、「廃止」、「警告」に該当しなければ支援を再開する措置を実施

(2) 「警告」の要件

次の①～③のいずれかに該当するとき

- ① 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること
- ② GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること
- ③ 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

<意見等>

- 既に【1. 入学時の学力・資質要件の確認方法について】で述べたように、多くの経済的問題を抱える学生がこの制度を引き続き活用し、「学位取得」ができるよう、「廃止」や「警告」の要件については、厳格化は極力避け、弾力的な取扱いを検討することが望ましい。

① 「修得した単位数の割合」については、修学支援新制度の目的に鑑みれば、現要件の該当者が少ないことをもって要件を厳しくするべきではない。また、大学で進級要件を定めている場合、大学の進級要件を満たしているにもかかわらず、警告や廃止になってしまう場合もあることから、より弾力的な取扱いの検討も必要と考える。

② 同様に「履修科目の授業への出席率」についても、上述の「修得した単位数の割合」の理由に加え、本制度の対象学生には経済的困難な状況にあるためアルバイトに時間を割かざるを得ない学生や、合理的配慮が必要な学生といった多様な学生がいることにも配慮する必要があることから、要件を厳しくするべきではなく、その弾力的な取扱いが検討されて良い。

- ③警告要件の「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」については、GPAは相対評価であるため、少人数の科目等をはじめとして、学生が如何に努力しても下位4分の1に属してしまう場合がある。また、GPAの評価基準も科目によって異なることから、要件の撤廃や緩和が検討されて良い。

【3. 学業要件の特例について】

<質問内容>

- その他、学業要件において、やむを得ない事由等がある場合には、「廃止」又は「警告」区分に該当しないこととしているが、これらの考えを引き続き、継続するべきか。

(特例①)

災害傷病、その他の事由やむを得ないがある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない。

(特例②)

次に該当する場合は、GPA等が下位4分の1であっても、「警告」区分に該当しない。

- ・ 教育課程の特性（学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合）
- ・ 児童養護施設の入所者等（社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合）

<意見等>

- 近年、災害傷病が増加していることに加え、家庭事情や深刻な疾病等の学生本人の責に帰さない「やむを得ない事由」は依然として存在することから、これらの特例措置は引き続き継続すべきと考える。

【4. 学校内での学修支援・生活支援について】

<質問内容>

- 各学校では、学校生活で学生等が直面する様々な問題や諸課題等に対し、「学生相談室」や「学習支援センター」等の部署等を設け、学生生活がより充実したものとなるよう支援や援助等を行っているが、本制度利用者で学業要件により「廃止」や「警告」となった学生等に対して、どのような学修支援や生活支援を行っているか。

<意見等>

- 本協会「学生生活指導研究委員会」委員校における対応事例を以下に紹介する。
 - ・ 以下の対応により、G P A 下位 4 分の 1 による 2 回目の「警告」を一定数回避することができた。また、二期目末にこの指導を受けた「廃止」対象者が、三期目に「継続」水準の成績を収め、四期目に「再申込」をした事例も出ている。

【未然回避策】

- ① 教員が閲覧できるよう大学データベースに奨学生情報をアップロード（新規、継続）すると同時に「学業要件」を周知（学生、教員）
- ② 成績下降傾向の学生に対する注意喚起（前期成績等から傾向把握）

【対象学生への個別対応】

- ③ 年間成績、通算成績の評価を年度中に所属学科へ報告（「継続」、「警告」、「停止」、「廃止」、各学年 G P A 各値）
- ④ 「警告」学生に対し、指導教員による学修相談（学修計画再構築と翌年度履修登録への反映、学修支援部署との調整）
「廃止」学生に対し、指導教員による学修・進路相談（学修継続意思確認、学修計画再構築、学修支援部署との調整、納付金延納分の相談）
- ・ 「警告」となった者には、「警告者説明会」を実施している。内容は、制度の概要を再確認させ、アドバイザー教員への学修相談および学生課等担当部署への学生生活相談を実施している。
- ・ 前期の成績が出た時点で、「廃止」「警告」に該当する学生を対象に「説明会」を開き、現状を周知する資料を配付し説明するとともに、保護者に対し同じ資料を郵送し、「廃止」「警告」を回避するよう指導している。
- ・ 「警告」1 回目の学生には、通知書類を渡す際に指導し、学生団体等に所属している場合は関係職員からも指導を依頼することがある。
- ・ 「警告」となった学生および著しく単位取得数が少ない学生に対して、面談を行っている。学修状況や授業に対する理解度または不安、生活状況などをヒアリングし、適切に指導・サポートを行っている。
- ・ 「斟酌すべきやむを得ない事由」の面談時から、キャンパスソーシャルワーカーと連携し、「廃止」「警告」の対象学生に対し、その後のサポートを具体的に示している。特別な配慮が必要と認められる学生は、支援室と連携し継続的な支援を行っている。
- ・ 「廃止」の場合は、日本学生支援機構の貸与奨学金、大学独自の奨学金を案内している。

【5. 学生等の修学状況について】

<質問内容> ※ 把握できる範囲で御教示ください

- 学業要件で「廃止」となった学生等のうち、中途退学した学生等がいる場合、その主な理由について、どのような傾向があるか。(例：転学、学校生活不適応・修業意欲低下、経済的困窮、学力不振など)

また、学業要件で「廃止」(または「停止」)となった学生等のうち、GPA 等が下位4分の1の範囲に連続して該当することによる学生等がいる場合、どのような傾向があるか。(例：1回目の「警告」となっても修業意欲が低下したままなど)

このような学生等のうち、3.の特例を設けていることに加え、やむを得ない事由等として何らかの斟酌をするべき余地がある場合として、どのようなものがあるか。

<意見等>

- ①学業要件で「廃止」となり、中途退学した学生の退学理由については、経済的困窮、修業意欲の低下、精神的不調、学校生活不適応、学力不振、転学・進路変更など多様となっている。なお、修業意欲の低下については以下のような事例がある。
- ・友達ができず相談できる相手がいない、不本意入学による修業意欲の低下。
 - ・低所得世帯であるため、アルバイト等の増加による修業意欲の低下。
 - ・「秋から学校に行く気がなくなった」、「アルバイトを頑張りすぎた」等、特段の理由があるわけではない学生が多い。
- ②学業要件で「廃止」または「停止」となった学生等のうち、GPA等が下位4分の1の範囲に連続して該当することによる学生の傾向も、大学によって異なる。「学生生活指導研究委員会」委員校における以下の事例を参照されたい。
- ・修業意欲の低下は見られず、勉学に励んでいる。
 - ・本学では「警告」以上の給付奨学生に対して組織的に支援している。その報告等からあるキャンパスにおける令和5年度の傾向は、「停止」となった学生の約2/3はボーダーライン近くにおり、学修意欲の低下は顕著ではない。残り約1/3は入学時点からの相対的に低い順位から脱することができない状況にあり、学修意欲を維持することに注力している。
 - ・成績が回復したり、廃止となる学生もおり様々である。単位は修得しているがGPAが下位4分の1のボーダーラインをわずかに下回る学生が出てしまう。学修意欲が低下しているわけではないがGPAが低い結果となる学生が多い。
 - ・「警告」となった学生のうち、継続基準相当に成績が向上した学生は4分の1程度。それ以外は停止、廃止の措置となっており、修業意欲は低下したままである。
 - ・出席率が低く、成績評価、単位取得が低い傾向が見られる。
- ③やむを得ない事由等として何らかの斟酌をするべき余地がある場合としては、「通院やカウンセリングを条件とする学生個人の精神的不調」や「看病や介護等の家庭事情」等が考えられ、これらに対する配慮も検討されることが望ましい。

【6. 高等教育の修学支援新制度に関する御意見】※任意回答

<質問内容>

○ その他、本制度に関する御意見

※ 今回の見直しの対象事項でない御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

<意見等>

- 低所得層の学生・生徒に対して広く高等教育機関での修学機会を拓くという高邁な目的を掲げて発足した修学支援新制度では、教育の質保証や経営の安定性との関連が必ずしも明確とは言い難い「機関要件」によって、設置認可や認証評価等の公的な質保証を受けた高等教育機関であるにもかかわらず、支援対象となる学生・生徒が学びたい高等教育機関で学べない矛盾が生み出されている。
- 資源に乏しい我が国においては「人財」こそが重要な資源であり、全ての学生がその経済状況の如何を問わず、望めば等しく希望する高等教育を受けられる社会の実現が強く望まれる。このため、学生の経済的支援を狙いとする修学支援新制度をはじめとする「個人補助」においては、機関要件は設けられるべきではなく、学生の責任ではない機関要件による制限は、公平性を欠く。日本国憲法第23条において保証された「学問の自由」に照らし、学生・生徒の大学選択の自由が制限されている状況に強い危惧を抱く。
- 令和2年4月1日施行の「大学等における修学の支援に関する法律」附則第3条では、施行後4年間の状況を勘案し、検討を加え、必要な見直しを行うこととされており、学力・資質要件のみならず、機関要件の撤廃についても速やかな検討がなされることを強く望む。

以 上